

#### 第41号議案

##### 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

##### 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「または当該納税義務者の同項」を「または当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項」に、「もしくは区民税に充当し」を「、区民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第24条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項

の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の見出し中「方法」の次に「等」を加え、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第29条中「および個人の都民税額」を「、個人の都民税額および森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第32条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第4項および第5項中「によつて」を「により」に改める。

第34条中「第5号の15様式」の次に「、第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第35条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係

過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第35条の5において同じ。)」を加え、同項第2号および同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第39条第1項第1号エ中「および側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第51条の3第1項および第5項ならびに第52条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「または第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第5条の2を削る。

付則第5条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改

め、同条を付則第5条の2とする。

付則第5条の6第3項を削る。

付則第6条第1項中「、第7項、第9項、第11項、第13項および第15項」を「および第7項」に改め、同条第3項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第5項から第12項までを削り、同条第13項中「第30条第7項」を「第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第5項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第5項とし、同条第14項中「第6条第13項」を「第6条第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第15項中「第30条第8項」を「第30条第4項」に、「第13項」を「第5項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令

和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第7項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第7項とし、同条第16項中「第6条第15項」を「第6条第7項」に改め、同項を同条第8項とする。

付則第6条の2第1項中「、第7項、第9項、第11項、第13項および第15項」を「および第7項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第11条第1項および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第18条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）」を「)」に改める。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条、第39条第1項第1号エ、第51条の3第1項および第5項、第52条第1項ならびに付則第4条第1項の改正規定、付則第5条の2ならびに付則第5条の6第3項を削る改正規定、付則第6条、付則第6条の2第1項、付則第11条第1項および第2項ならびに付則第18条の改正

規定ならびに付則第3条第1項（改正後の付則第6条の2第3項に係る部分を除く。）、第2項および第4項の規定 公布の日

(2) 第24条の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(区民税に関する経過措置)

第2条 改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 改正後の第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する品川区特別区税条例第24条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 改正後の第39条第1項第1号エおよび付則第6条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の付則第5条の2および付則第5条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 改正後の付則第5条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動

車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 改正後の付則第6条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明) 地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。